

第1回港湾運送事業における適正取引等推進のためのガイドライン検討委員会
議事概要

- 日時：令和7年9月18日（木）14:00-15:30
- 場所：中央合同庁舎第3号館10階港湾局会議室
- 議事：（1）港湾運送事業を取り巻く状況
（2）関係者ヒアリング
（3）その他

■出席者

（有識者）

首藤 若菜 立教大学経済学部 教授
松田 琢磨 神奈川大学経済学部 教授
若林 亜理砂 駒澤大学法科大学院 教授

（オブザーバー）

（一社）日本船主協会 物流システム幹事会 アドバイザー
（一社）日本鉄鋼連盟 業務部 原料・物流グループ グループリーダー
（一社）日本港運協会 業務委員会 副委員長
日本内航海運組合総連合会 定期船輸送特別委員会 委員長
全国港湾労働組合連合会 書記長
（一社）日本貿易会 政策業務第二グループ長
（一社）日本自動車工業会 サプライチェーン委員会 物流部会 部会長
外国船舶協会 専務理事
全日本港湾運輸労働組合同盟 事務局長
（一社）日本港運協会 参与

<関係省庁>

公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課 課長補佐
農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課 専門官
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室 専門官
中小企業庁 事業環境部 取引課 課長補佐
国土交通省 海事局 外航課 国際海上輸送企画官
国土交通省 海事局 内航課 内航海運効率化対策官

<事務局>

国土交通省 港湾局 港湾経済課

■ 議事要旨

- 座長について、神奈川大学経済学部教授 松田琢磨委員に就任いただくこととなった。
- 事務局（港湾局）、（一社）日本港運協会、全国港湾労働組合連合会、全日本港湾運輸労働組合同盟から資料を説明し、委員からの質疑応答を実施。

《主な意見等》（○委員、●オブザーバー、関係省庁）

【1. 港運事業者の取引について】

- 港湾運送事業者には大手事業者が多いように思うが、船社・荷主と港湾運送事業者間の取引力の格差はなぜ起きているのか。他事業者に流れることを懸念しているのか。
- 同港内で仕事の取り合いはないと認識しているが、抜港を提示される事例もあると聞いている。抜港となると事業者にとってはかなり影響が大きい。また、海外の方を相手にしている場合は値上げの理解が得難い点や、当該ユーザーの仕事がなくなるとどうしようもなくなるという事情がある。特定のユーザーと長期の契約関係の場合は、値上げを言い出しづらいという傾向もあると思われる。
- 全ての外国船社が悪質なわけではないことは申し上げたい。次回の検討委員会でこの点は具体的に話せるか持ち帰って検討する。
- 多くが港湾ユーザーと港湾運送事業者間の取引の話だったが、港湾運送事業者における元請・下請関係には優越的地位の濫用のような行為はないのか。
- 港や会社によっても状況が異なるため一概には言えないが、元請と下請は一体となって事業を行っており、優越的地位は無いとは言えないが、そこまで存在するものではないと思う。
- 元請下請関係は資本や人的要件など法令で厳しい要件があり、優越的地位は存在する。元請の売り上げが増えても、下請は賃上げも出来ていない。
- 業務量の波動が大きいとのことだが、契約形態はどうなっているのか。1回あたりの業務量に応じて契約をしているのか、波動性を込みで長期にわたって契約をしているのか。また、契約における原価計算の在り方について、最低賃金上昇といった事象を考慮して原価計算に反映・提示できているのか。
- 契約形態については各社で異なり一概には言えないが、金額に関してはトン建、個建、一台当たりといった取り決めを結んでいる元請が多いと考えている。元請と下請の間では個建や人頭建など、これも各社で異なる。
- 原価計算など細かい部分については、関係者でご相談し次回何らかご説明できればと考えている。

- ガイドラインは、港湾運送事業全般及び港湾運送関連も対象と考えているので、事業者へのヒアリングについて、検数等事業者にも必要なヒアリングを行ってほしい。また、実効性のあるガイドラインの検討をお願いしたい。
- ガイドラインの策定にあたっては、実際の港湾運送事業におけるコストや費用について原価計算を行い、港湾ユーザーが負担すべきものを切り分け、ガイドラインに反映していくという考え方が必要ではないか。

【２．取適法（改正下請法）について】

- 下請法の改正により公正取引委員会と関係省庁の間で連携が強化されているのではないか。
- 令和８年１月１日に施行される取適法（改正下請法）では、事業所管省庁に指導・助言権限が与えられており、指導・助言を適切に行うためのマニュアル・規程例等を施行に向けて整備中。本検討会で議論しているガイドラインについても、策定後の遵守状況調査を行うなど、事業所管省庁においても取適法の運用に関わっていただくことが重要。

【３．その他】

- 今回の検討対象外ではあるが、将来の課題として、トラックの世界のように荷主の義務についても今後検討していく必要があるのではないか。
- トラックは一般公道を走行し、事故を起こした場合一般国民に直接被害を与えることから無理な運転を荷主に強いられることを防ぐため、荷主勧告制度ができたことと承知している。
- 港湾労働者の安全についても軽視せず、港湾労働者の安全が、ひいては一般国民の安全につながるという発想をしていくべき。
- 本検討会の趣旨として、民間事業者の取引適正化を主眼に置いており、国の役割というものは最終的な議論の対象外と認識している。
- 今回は適正取引等推進のためのガイドラインを策定することがゴールと考えており、仰る通りと考えている。